

業務委託契約書

株式会社イノベール株式会社（以下「甲」という）と〇〇〇〇〇事務所（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第1条（委託業務）

乙は甲に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、甲はこれを受託する。

- ・ 東京都世田谷区赤堤 〇〇〇〇〇 △△ハイツ 202
- ・ 東京都新宿区富久町 〇〇〇〇〇〇

以上2件の現地調査。詳細は別紙現地調査依頼シートに記載。

第2条（委託料）

- 1 乙は甲に対し、別紙の請求金額を支払う。
- 2 乙は、前項に定める請求金額を翌月25日までに、甲の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払う。

第3条（調査期間）

- 1 調査期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日までとする。

第4条（再委託の制限）

甲は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、乙が承諾したときは、その限りでない。

第5条（秘密保持）

甲は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

第6条（解除）

甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- （1）破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- （2）第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- （3）監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。

- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

第7条（契約終了後の処理）

本契約終了後、甲は、乙の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還または破棄するものとする。

第8条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 住所 東京都杉並区荻窪5丁目11番5号

Insula 荻窪1階

イノベール株式会社

代表取締役 岩 間 遊

④

乙 住所

④